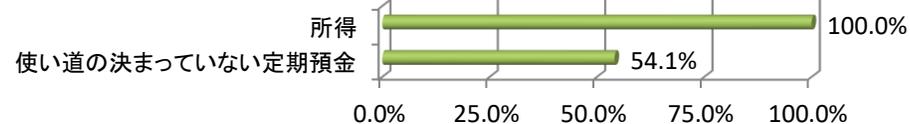
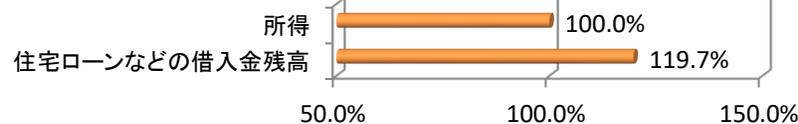
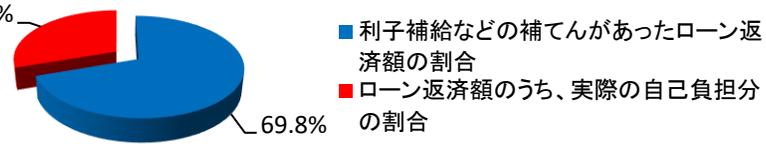
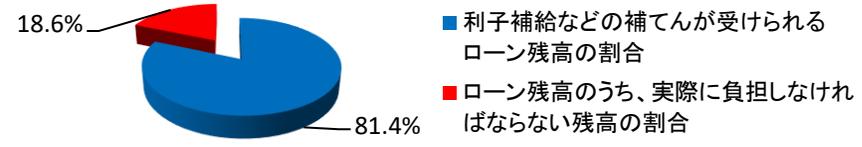


○財政運営判断指標（「関市健全な財政運営に関する条例」に基づく市独自の財政指標）○

指標名	令和4年度	令和3年度	目標値		説明
			令和9年度	令和14年度	
経常収支比率	81.3%	78.8%	90.0%	90.0%	公債費、人件費などの義務的経費や経常的に支出される物件費、維持補修費などに使われた一般財源の額が、市税、地方交付税など経常的に収入される一般財源の総額に占める割合を表す比率 この比率が高くなると、臨時的事業に投資できる資金が少なくなるため、財政が硬直しているということになります。
財政調整基金比率	54.1%	64.6%	40.0%	40.0%	標準的な1年間の収入に対して、貯金である財政調整基金が占める割合を表す比率で、年度間の臨時的な支出に対応できる「ゆとり」を判断するための指標
地方債残高比率	119.7%	117.9%	130.0%	130.0%	標準的な1年間の収入に対して、借入金である地方債の残高が占める割合を表す比率で、将来の地方債発行可能額を判断するための指標
債務償還可能年数	2.2年	1.8年	5.0年	5.0年	使い道が自由な収入をすべて使ったと仮定して、地方債などの債務を償還するのにかかる年数を表すもので、債務が返済可能な規模となっているかを判断するための指標
公債費の 普通交付税算入率	69.8%	71.3%	70.0%	70.0%	これまでに発行した地方債の単年度における返済額（公債費）のうち、普通交付税を算定するための基準となる財政需要額に算入される金額の割合を表す比率
地方債残高の 普通交付税算入率	81.4%	82.0%	80.0%	80.0%	これまでに発行した地方債の年度末残高のうち、普通交付税を算定するための基準となる財政需要額に算入される金額の割合を表す比率

※条例に基づき令和4年12月に策定した「関市長期財政計画」では、令和5年度以降10年の期間における各指標の5年後、10年後の目標値を設けています。

○財政運営判断指標を家庭にたとえると・・・○

指標名 ( )は前年度の値	一般家庭にたとえて説明すると・・・
<p>経常収支比率</p> <p>81.3%</p> <p>(78.8%)</p>	<p>*給料のうち、どうしても必要な生活費やローン返済額などが占める割合を表しています。支払わなくてはならない経費の割合が、81.3%を占めているということです。</p>  <p>■支払わなければならない経費の割合 例:食費、光熱水費、ローン返済など</p> <p>■自由に使える割合 例:旅行・自動車購入など</p>
<p>財政調整基金比率</p> <p>54.1%</p> <p>(64.6%)</p>	<p>*使い道の決まっていない定期預金が、所得と比較したときにどれだけあるかを表しており、所得の54.1%の蓄えがあるということになります。前年度と比較して10.5ポイント減少しています。定期預金の取崩し(基金繰入)を抑えつつ、将来の臨時的な支出(投資的経費)に備えて引き続き積立て(基金への積み増し)を行う必要があります。</p>  <p>所得 100.0%</p> <p>使い道の決まっていない定期預金 54.1%</p>
<p>地方債残高比率</p> <p>119.7%</p> <p>(117.9%)</p>	<p>*住宅ローンなどの借入金の残高が、所得と比較してどれだけ残っているかを表しており、前年度と比較して1.8ポイント増加しています。借入金が償還金を上回り増加しましたが、今後も計画的な借入れに努める必要があります。</p>  <p>所得 100.0%</p> <p>住宅ローンなどの借入金残高 119.7%</p>
<p>債務償還可能年数</p> <p>2.2年</p> <p>(1.8年)</p>	<p>*給料のうち、どうしても支払わなければならない経費以外のお金をすべてローンの返済に充てたとして、何年で借金が返済できるかを表しています。計算上では2.2年ですべての借入金を返済できることになっており、前年度と比較して0.4ポイント増加しています。地方債残高が増加したことによりますが、目標とする年数を維持しており、今後も計画的な借入れに努める必要があります。</p>
<p>公債費の普通交付税算入率</p> <p>69.8%</p> <p>(71.3%)</p>	<p>*ローン返済額のうち、利子補給や税額控除などの補てんがあった割合を表しています。ローン返済額の69.8%は補てん分であり、自己負担分は返済額の30.2%ということになっています。前年度と比較して1.5ポイント減少しておりますが、今年度もローン返済額(公債費)は、有利な借入れに対する返済が多く、利子補給などの補てん(普通交付税への算入)が受けられました。</p>  <p>■利子補給などの補てんがあったローン返済額の割合</p> <p>■ローン返済額のうち、実際の自己負担分の割合</p>
<p>地方債残高の普通交付税算入率</p> <p>81.4%</p> <p>(82.0%)</p>	<p>*ローン残高のうち、利子補給や税額控除などの補てんが受けられる割合を表しています。ローン残高の81.4%は補てんが受けられる見込みであり、実際に負担すべきローン残高の割合は、18.6%ということになります。前年度と比較して0.6ポイント減少しており、目標とする算入率をおおむね維持しているといえます。今後も、有利な借入れ(過疎対策事業債など)を活用し、ローン(公債費)負担の軽減に努める必要があります。</p>  <p>■利子補給などの補てんが受けられるローン残高の割合</p> <p>■ローン残高のうち、実際に負担しなければならない残高の割合</p>